

# 平成 28 年度 山形労働局雇用環境・均等室での法施行状況

～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する  
相談、是正指導、紛争解決の援助の状況を取りまとめ ～

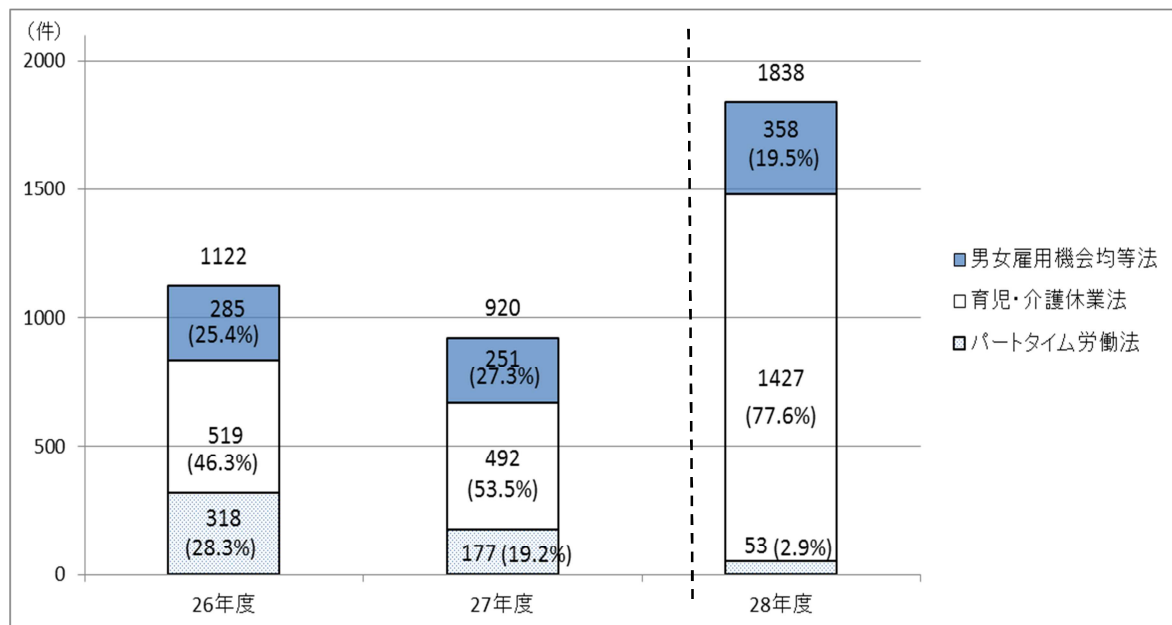
## 1 雇用環境・均等室で取り扱った相談件数

### ※ 相談件数についての留意事項

平成 28 年 4 月に都道府県労働局の組織見直しを行い、雇用環境・均等室を設置した。雇用環境・均等室では、これまで雇用均等室において受け付けていた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談と併せて総合労働相談コーナーで受け付けていた個別労働紛争に関する相談も一体的に対応するようになった。このため、相談を受け付けるに当たり、相談件数の計上方法についても変更を行ったことから、平成 27 年度以前とは単純比較できない。

◆ 平成 28 年度に雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、1,838 件。

相談件数推移



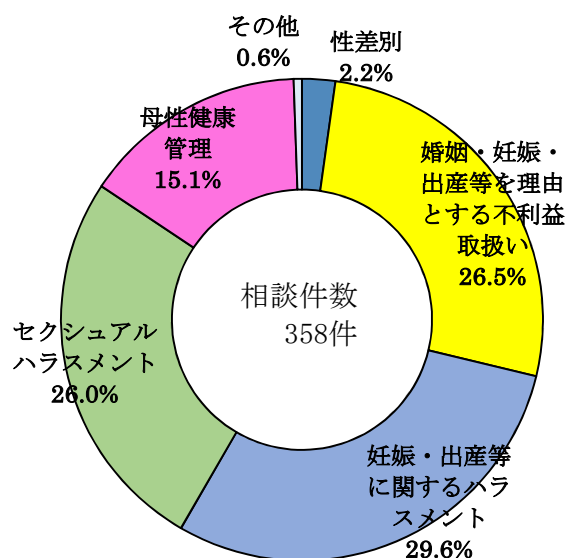
※相談件数について、平成 27 年度以前と平成 28 年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。

## 2 男女雇用機会均等法の施行状況

### (1) 相談状況

- ◆ 相談件数は 358 件。
- ◆ 妊娠・出産等に関するハラスメントの相談が最も多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメントに関する相談が多くなっている。
- ◆ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いとハラスメントに関する相談で、過半数を占めている。

#### ① 相談件数



#### ② 相談内容の内訳

	(件)
	28 年度
性差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等） （第 5 条～8 条関係）	8 (2.2%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第 9 条関係）	95 (26.5%)
妊娠・出産等に関するハラスメント（第 11 条の 2 関係）	106 (29.6%)
セクシュアルハラスメント（第 11 条関係）	93 (26.0%)
母性健康管理（第 12 条、13 条関係）	54 (15.1%)
その他（ポジティブ・アクション等）	2 (0.6%)
<b>合計</b>	<b>358 (100.0%)</b>

## (2) 行政指導件数の推移

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った 170 事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 104 事業所 (61.2%) に対し、197 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項は、母性健康管理に関する指導が最も多く、次いでセクシュアルハラスメントに関する指導が多くなっている。

### ① 是正指導件数の推移

(件)

	26年度	27年度	28年度
第5条関係 (募集・採用)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)
第7条関係 (間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	174 (56.3%)	139 (59.9%)	58 (29.4%)
第11条の2関係 (妊娠・出産等に関するハラスメント)			21 (10.7%)
第12条、第13条 (母性健康管理)	133 (43.0%)	93 (40.1%)	113 (57.4%)
合 計	309 (100.0%)	232 (100.0%)	197 (100.0%)

## (3) 紛争解決の援助

### ① 労働局長による紛争解決の援助の推移 (男女雇用機会均等法第 17 条) (件)

	26年度	27年度	28年度
妊娠等不利益取扱い (第9条)	0	2	1
セクシュアルハラスメント (第11条)	1	2	0
合 計	1	4	1

### ② 機会均等調停会議による調停 (男女雇用機会均等法第 18 条)

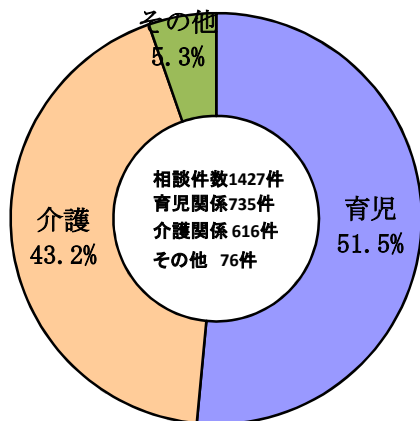
26年度	27年度	28年度
0件	0件	1件 (セクシュアルハラスメント)

### 3 育児・介護休業法の施行状況

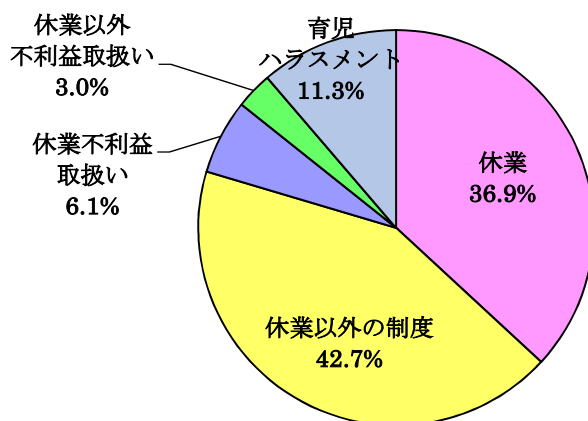
#### (1) 相談状況

- ◆ 相談件数は1,427件。
- ◆ 育児関係の相談が、735件（51.5%）、介護関係の相談が616件（43.2%）。
- ◆ 制度の取得等に関する相談が多いが、制度取得による不利益取扱いの相談もみられた。

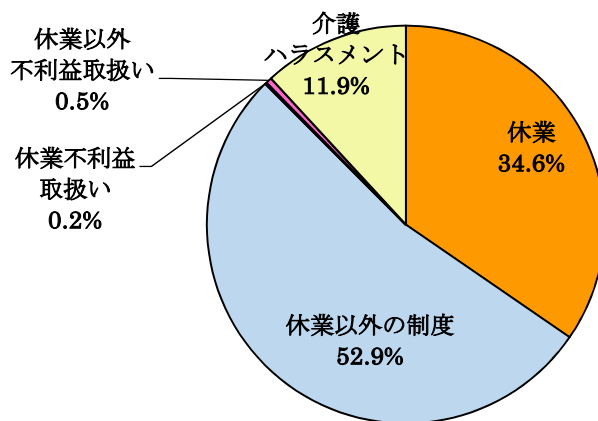
##### ①相談の内容



##### ②育児相談関係の内訳



##### ③介護相談関係の内訳



## ④相談内容の内訳

(件)

		28年度
育児関係	育児休業	271 (36.9%)
	育児休業以外（子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	314 (42.7%)
	育児休業に係る不利益取扱い	45 (6.1%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い	22 (3.0%)
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置	83 (11.3%)
	小 計	735 (100.0%)
介護関係	介護休業	213 (34.6%)
	介護休暇以外（介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等、労働者の配置に関する配慮）	326 (52.9%)
	介護休業に係る不利益取扱い	1 (0.2%)
	介護休業以外に係る不利益取扱い	3 (0.5%)
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置	73 (11.9%)
	小 計	616 (100.0%)
その他（職業家庭両立推進者等）		76
合 計		1,427

## (2) 行政指導件数の推移（育児・介護休業法第 56 条）

- ◆140 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 140 事業所（100%）に対し、558 件の是正指導を実施
- ◆事業所の就業規則の育児・介護休業等規定の整備、改正法施行後（平成 29 年 1 月）は、ハラスメント防止措置などについて指導し、是正を図った。

①是正指導件数の推移

(件)

		26年度	27年度	28年度
育児関係	育児休業	93 (17.1%)	60 (18.0%)	64 (18.5%)
	子の看護休暇	54 (9.9%)	44 (13.2%)	50 (14.5%)
	不利益取扱い(第10条、第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	所定外労働の制限	29 (5.3%)	19 (5.7%)	10 (2.9%)
	時間外労働の制限	79 (14.5%)	46 (13.8%)	40 (11.6%)
	深夜業の制限	12 (2.2%)	13 (3.9%)	7 (2.0%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第1項、第23条第2項関係)	108 (19.9%)	66 (19.8%)	57 (16.5%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第1項関係)	168 (30.9%)	85 (25.5%)	98 (28.3%)
	休業等に関するハラスメントの防止措置			20 (5.8%)
	労働者の配置に関する配慮	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業期間等の通知	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	543 (100.0%)	333 (100.0%)	346 (100.0%)
介護関係	介護休業	49 (23.8%)	29 (23.2%)	45 (30.6%)
	介護休暇	17 (8.3%)	12 (9.6%)	10 (6.8%)
	不利益取扱い(第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	所定外労働の制限			1 (0.7%)
	時間外労働の制限	27 (13.1%)	14 (11.2%)	7 (4.8%)
	深夜業の制限	12 (5.8%)	12 (9.6%)	7 (4.8%)
	所定労働時間の短縮措置等(第23条第3項関係)	101 (49.0%)	58 (46.4%)	57 (38.8%)
	所定労働時間の短縮措置等(第24条第2項関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業等に関するハラスメントの防止措置			20 (13.6%)
	労働者の配置に関する配慮	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	休業期間等の通知	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
小計	206 (100.0%)	125 (100.0%)	147 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	98	60	65	
合計	847	518	558	

(3) 紛争解決の援助

①労働局長による紛争解決の援助の推移(育児・介護休業法第52条の4)

26年度	27年度	28年度
0件	1件 (育休不利益取扱い)	0件

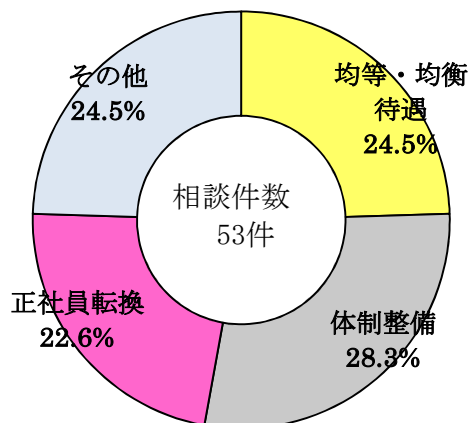
②両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

申請は無

## 4 パートタイム労働法の施行状況

### (1) 相談状況

- ◆ 相談件数は 53 件。
- ◆ 体制整備に関する相談が最も多く、次いで、均等・均衡待遇の相談が多くなっている。



#### ①相談内容の内訳

(件)

	28年度
均等・均衡待遇関係（法第8条、9条、10条、11条、12条）※1	13（24.5%）
体制整備（法第6条、7条、14条、16条、17条）※2	15（28.3%）
正社員転換（法第13条）	12（22.6%）
その他（指針等）	13（24.5%）
合計	53（100.0%）

※1 法第8条（短時間労働者の待遇の原則）、第9条（差別的取扱いの禁止）、第10条（賃金の均衡待遇）、第11条（教育訓練）、第12条（福利厚生施設）

※2 法第6条（労働条件の文書交付等）、第7条（就業規則の作成手続）、第14条第1項（措置の内容の説明）、第14条第2項（待遇に関する説明）、第16条（相談のための体制整備）、第17条（短時間雇用管理者の選任）

(2) 行政指導件数の推移 (パートタイム労働法第 18 条)

- ◆124 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された 124 事業所 (100.0%) に対し、477 件の是正指導を実施。
- ◆義務規定の指導事項、「労働条件の文書交付等」に関するもの 102 件 (21.4%)、「通常の労働者への転換」に関するものが 68 件 (14.3%) 「措置の内容の説明」に関するもの 55 件 (11.5%) などを中心に指導し、是正を図った。

①是正指導件数の推移

(件)

	H26年度	H27年度	H28年度
第6条関係(労働条件の文書交付等)	48 (16.8%)	85 (16.9%)	102 (21.4%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	61 (21.4%)	82 (16.3%)	95 (19.9%)
第9条関係 (差別的取扱いの禁止) (旧第8条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第10条関係 (賃金の均衡待遇) (旧第9条)	14 (4.9%)	11 (2.2%)	16 (3.4%)
第11条関係 (教育訓練) (旧第10条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第12条関係 (福利厚生施設) (旧第11条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第13条関係 (通常の労働者への転換) (旧第12条)	71 (24.9%)	68 (13.5%)	68 (14.3%)
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	/	67 (13.3%)	55 (11.5%)
第14条第2項関係 (待遇に関する説明) (旧第13条)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第16条関係 (相談のための体制の整備)	/	73 (14.5%)	50 (10.5%)
第17条関係 (短時間雇用管理者の選任) (旧第15条)	29 (10.2%)	21 (4.2%)	17 (3.6%)
その他 (指針等)	62 (21.8%)	97 (19.2%)	74 (15.5%)
合 計	285 (100.0%)	504 (100.0%)	477 (100.0%)

(3) 紛争解決の援助 (パートタイム労働法第 24 条、25 条)

紛争解決援助の申請は無